



2020年12月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C a s a  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 地 正 剛  
(コード番号：7196 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 高 杉 雄 介  
(TEL 03-5339-1143)

### 当社のコンプライアンス体制強化策の策定について

当社は、2020年12月7日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社代表取締役の発言内容及び経緯、同人と反社会的勢力との関係並びにパワーハラスメントについて事実関係を解明するため、当社と利害関係を有しない外部専門家を中心とした特別調査委員会を設置し、調査を進めております。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、多大なご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、特別調査委員会による調査とは別に、当社内でコンプライアンス体制の見直しを行い、下記の強化策を策定いたしましたので、お知らせいたします。なお、今後の特別調査委員会による調査結果も踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

### 記

#### 1. コンプライアンス意識の向上

当社は、コンプライアンス基本規程をはじめとしたコンプライアンス関連規程を定め、全役職員の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図っております。

これに加え、継続的なPDCAサイクルに取り組みコンプライアンス意識の向上を図るため、コンプライアンス関連規程の見直しを実施いたします。

また、当社はこれまでも、新入社員研修や事業部ごとのビジネススキル研修等を実施してはきましたが、これに加え、全役職員を対象とした定期的なコンプライアンス教育・研修制度を規定化し、外部の弁護士等の専門家による社内研修を実施いたします。

なお、都度専門家の意見を聴取するなどして、一層の充実を図ってまいります。

## 2. コンプライアンス委員会の拡充

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図る目的で、コンプライアンス委員会を開催してまいりました。

その一方、コンプライアンス委員会の開催時期を規定化しておらず、業務事故等の個別事案が生じる都度開催しており、全社的な観点でのコンプライアンスの検討が活発に実施できておりません。コンプライアンス委員会の開催時期、付議事項、議論・決議されたことを具現化する方法等を明確に規定化することで、開催頻度・開催時間を増やし、全社的なコンプライアンス推進策の策定、全社からのコンプライアンス上必要な情報の収集・調査、コンプライアンス教育・研修の立案、年間スケジュールの策定・検証等活発な議論を実施し、コンプライアンス委員会の拡充を図ってまいります。

また、コンプライアンス委員について、外部有識者を委員に任命するなどして体制の一層の充実を図ることも検討いたします。

## 3. 内部通報制度の充実

当社は、ホットライン規程に基づき内部通報制度を設け、コンプライアンスの懸念事項を予防及び発見する体制を構築しております。

内部通報制度がこれまで以上に活性化されるよう、内部通報制度の存在及びその意義を全役職員に改めて周知・徹底するとともに、相談者が安心して本制度を利用できるよう相談後の流れを分かりやすく示し、通報制度の改善・充実と活性化を図ってまいります。

以上